

中小企業経済連携協定活用促進事業

日本アセアン包括的経済連携協定（AJCEP）セミナー

日本からアセアン締約国への輸出に際しての特定原産地証明書申請方法について

日アセアン包括的経済連携（日アセアン EPA）は、わが国初めての多国間協定であり、平成 20 年 12 月 1 日発効する予定です。同 EPA を活用いただければ、アセアン締約国 に製品を輸出する際、特定原産地証明書を輸入国税関に提出することによって特恵関税率が適用されます。

つきましては、下記のとおり、特定原産地証明書の発給手続きと原産地規則等に関する説明会を開催いたしますので奮ってご参加ください。

アセアン締約国とは、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムのうち EPA の発効に必要な国内手続きが終了し、日アセアン EPA が利用できる国のことをいいます。

記

日 時： 2008 年 11 月 26 日（水）14：00～17：00 （受付 13：30～）

会 場： 名古屋商工会議所 2 階大会議室 （住所：名古屋市中区栄 2-10-19）
（会場案内地図はHPをご参照ください http://www.nagoya-cci.or.jp/meisho/soshiki_access.html）

主 催： 日本貿易振興機構（ジェトロ）名古屋貿易情報センター

共 催： 名古屋商工会議所、日本商工会議所

協 力： 独立行政法人中小企業基盤整備機構

プログラム：

「日アセアン包括的経済連携協定と原産地規則の概要について」経済産業省

「特定原産地証明書の発給手続きについて」日本商工会議所

対 象： 日アセアン EPA に基づく特定原産地証明書を利用してアセアン締約国に輸出しようとする方

定 員： 200 名 定員に達した場合にのみご連絡いたします。受講票は発行いたしませんので当日受付にて名刺を 1 枚お渡し願います。

参加費： 無料

お申し込み方法：別添の参加申込書に必要事項をご記入の上、**11 月 19 日（水）迄に FAX（052 - 202-0750）**にてお送り下さい。

お問合せ先： 日本貿易振興機構（ジェトロ）名古屋貿易情報センター
TEL：052-211-4517 担当：西川（説明会内容について）、木村（申込について）

以 上

『日本アセアン包括的経済連携協定(AJCEP)セミナー』

参加申込書 FAX 送信先: 052-202-0750

日本貿易振興機構(ジェトロ)名古屋貿易情報センター 西川、木村 宛

貴社名		
所在地	〒	
連絡先	TEL :	FAX :
参加者 ご氏名	ご所属・役職	
企業種別	<p style="text-align: center;">中小企業 大企業</p> <p>中小企業とは(中小企業基本法より)製造業その他:資本金3億円以下または従業員300人以下。卸売業:資本金1億円以下または従業員100人以下。小売・サービス業:資本金5000万円以下または従業員50人(サービス業は100人)以下。</p>	
業種	<p>商社・卸売 製造業 金融/運輸・通関業</p> <p>調査機関・官公庁 その他サービス業 その他</p>	

ご記入いただいたお客様の情報は適切に管理し、本セミナーの運営の為にジェトロが利用いたします。
お客様の個人情報保護管理者:ジェトロ名古屋貿易情報センター 所長 Tel.: 052-211-4517

LIBRARY

参加証等は発行いたしませんので、当日受付にて名刺を1枚お渡し願います。

【会場地図】名古屋商工会議所 TEL: 052-223-5612

